

伐採及び伐採後の造林の届出に必要な添付書類

伐採及び伐採後の造林の届出に関する添付書類について【令和5年4月1日から】

令和5年4月1日より伐採及び伐採後の造林の届出に添付する書類は、森林法施行規則に下記の内容に見直されました。

添付書類	具体的な内容
① 森林の位置図・区域図	国土地理院地図や森林計画図、航空写真等に森林の位置及び伐採区域の外縁を明示したもの (縮尺任意)
② 申請・届出者の確認書類	<p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の登記事項証明書</li> <li>・法人番号を記載した書類</li> <li>・法人の名称及び所在地を記載した書類</li> </ul> <p>【法人でない団体の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の規約</li> <li>・団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類</li> </ul> <p>【個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の写し</li> <li>・個人番号カード（表面）</li> <li>・運転免許証</li> <li>・国民年金手帳等</li> </ul>
③ 他法令の許認可関係書類 (該当する場合のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政庁が発行した証明書、許認可証の写し</li> <li>・申請中の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類</li> <li>・申請前の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類の行政庁の許認可が必要な場合に、その申請状況がわかる書類</li> </ul>
④ 土地の登記事項証明書等	<p>土地の登記事項証明書など申請（届出）者に土地所有権があることがわかる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の登記事項証明書</li> <li>・土地の売買契約書</li> <li>・遺産分割協議書</li> <li>・贈与契約書</li> <li>・固定資産税納税通知書</li> <li>・伐採後の造林の受委託契約書</li> <li>・土地の賃借契約書等</li> </ul>
⑤ 伐採の権原関係書類 (届出者が土地所有者でない場合)	<p>森林を伐採する権原を有することを証する書類・立木の登記事項証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立木売買契約書</li> <li>・遺産分割協議書</li> <li>・贈与契約書</li> <li>・伐採の同意書・承諾書</li> <li>・伐採の受委託契約書等</li> </ul>
⑥ 隣接森林との境界関係書類	<p>隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・境界確認に立ち会った者の氏名や境界確認日時など境界確認時の状況を記載した書類</li> <li>・隣接森林所有者の現地立会写真</li> <li>・隣接森林との境界に係る既存の資料の確認などの取組状況を説明した書類等</li> </ul>
⑦ 開発行為の場合に必要な書類	森林開発行為計画書（富士宮市書式）
⑧ チェックリスト	伐採及び伐採後の造林の届出書の添付書類チェックリスト（富士宮市書式）